



平成31年第1回定例会が3月4日から15日まで行われました。

新年度予算、補正予算、条例の改正等の議案の審議を行い、原案のとおり可決しました。

審議された議案のあらましについては以下のとおりです。

## 平成31年度予算

		平成31年度予算	平成30年度予算	前年比
一般会計		87億1367万6千円	90億2806万1千円	3億1438万5千円 減
特別会計	国民健康保険事業	13億2391万8千円	13億5902万1千円	3510万3千円 減
	後期高齢者医療	1億5107万円	1億4488万9千円	618万1千円 増
	介護保険事業	10億2761万4千円	10億2061万1千円	700万3千円 増
	介護サービス事業	6281万8千円	6145万4千円	136万4千円 増
	簡易水道事業	3億2035万6千円	3億7872万7千円	5837万1千円 減
	営農用水道等事業	1525万5千円	1615万3千円	89万8千円 減
	公共下水道事業	3億6551万3千円	5億3347万3千円	1億6796万円 減
	漁業集落排水事業	1462万1千円	660万3千円	801万8千円 増
	風力発電事業	5049万1千円	5479万5千円	430万4千円 減
	瀬棚港旅客施設事業	192万5千円	179万9千円	12万6千円 増
病院事業会計（収益的収入及び支出）		13億1907万7千円	12億5390万6千円	6517万1千円 増
病院事業会計（資本的収入及び支出）		3462万9千円	9498万1千円	6035万2千円 減
合計		134億96万3千円	139億5447万3千円	5億5351万円 減

平成31年度予算は賛成多数で可決されました。

### 討論

#### ◎反対討論 石原広務 議員

議会が承認した指定管理者の指定、国民宿舎あわび山荘の指定期間、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとされたのが、このままでは履行されない状況を町長が仕向ける行為には到底納得できないものではありません。

国民宿舎あわび山荘の指定管理について示された町長の考え、1つ、管理料を1、600万で受けられない場合は、今年3月末で廃止して3月末決算における赤字分については補てんしないとする考え。2つ目、改築という先が見えないので理由がつかないのに、資本金を集め運営するようにとした矛盾そのものの考え。そして平成31年度中に宿泊部門は廃止する方向で指定管理を受けたら、宿泊部門の廃止

に係る経費等については補正予算で対応するとしているが、公社の財務状況を悪化に追い込んだ認識もせず、ギリギリの人員で努力しているのも理解しないばかりか人員整理を強要し、漁業振興と言いつつ、公社に対し海産物を提供し、子育ての糧としている漁業担い手の日々努力をしているのも理解しないで日本一子育てしやすい町宣言をしているにも関わらず経費の削減と切り捨てる考え。公社がこの3条件から選ばざるを得ない状況は町長が掲げた選挙公約が、嘘、誤魔化し、裏切り、国民宿舎あわび山荘の改築がいかに進むかと解釈してしまう状況に陥り、大成区民に対しての欺瞞行為以外の何物でもないことは明らかになりました。

選挙公約が誤解を招き、町長の政治姿勢のそのものが現

## 第1回定例会



れた欺瞞的な予算には断じて反対し、反対討論とします。

### ◎賛成討論 大野一男 議員

私は平成31年度一般会計予算案に対し、賛成の立場で討論をいたします。

前年度の大規模事業の完了などにより、平成31年度一般会計予算は前年比3.5%減の87億1,367万6,000円となったものであります。

歳入では、普通交付税の合併算定替の段階的な縮減が4年目を迎え、大変厳しい財政状況にある中、国、道補助金の有効活用や過疎債、合併特例債など交付税措置のある優良な起債の活用、財政調整基金ほか各種目的基金からの積極的な繰り入れなど財源確保について評価するものであります。

また歳出では町民の安全、安心の確保に向けた防災行政無線デジタル化整備事業や学校教育のICT教育推進に伴うICT機器導入事業のほか、町の基幹産業である農漁業の振興策である農業、漁業チャ

レンジ等支援補助事業や商業振興策として、商業チャレンジ等支援補助事業の継続実施を盛り込むなど多岐にわたリ、せたな町の持続的な振興、発展を推進する予算となっております。

最後に理事者、職員が一丸となって町民の負託にしっかりと応える町政執行を強く希望し、賛成討論といたします。

## 主な新規事業

・せたな・今金2町連携移住体験事業

渡島地域半島振興広域連携促進事業を活用し、檜山北部2町が連携を図り地域の特性をPRし、それを生かした移住体験事業を行うものです。

・デマンドバス運行事業費補助金

せたな町地域公共交通網形成計画に基づき、町内で実施するデマンドバス運行事業に対するものです。

・アオザメ漁業被害防止対策事業補助金

一本釣り漁業をはじめとする各漁業において、アオザメによる漁獲物の食害や漁具の破損などの被害が発生し、漁業者の経営に影響を与えているため、駆除に要する漁具の導入、処理費用等に対し、支援を行うものです。

・映画講演会講演業務  
映画そのらのレストランの関係者による講演会を開催し、町民が町の魅力等を再認識することにより今後のPR活動や地域おこし活動に生かすものです。

・防災行政無線デジタル化整備工事  
現在運用しているアナログ防災無線が令和4年11月で使用できなくなることからデジタル化に移行するものです。  
なお3力年で計画しております。

・中学生海外派遣事業補助金  
中学生をシンガポールに派遣し、ホームステイや現地学生との交流等を通して国際的な感覚を持つ人材育成を図るものです。



# 平成 30 年度補正予算

会 計 名		今 回 補 正 額	補 正 後 の 予 算 額
一 般 会 計 ( 第 8 号 )		△1億1737万4千円	96億604万5千円
特 別 会 計	国民健康保険事業 ( 第 4 号 )	2989万2千円	14億1366万円
	後期高齢者医療 ( 第 2 号 )	△26万8千円	1億5030万5千円
	介護保険事業 ( 第 4 号 )	△2489万2千円	10億2623万6千円
	介護サービス事業 ( 第 4 号 )	△309万2千円	5910万3千円
	簡易水道事業 ( 第 6 号 )	△284万4千円	3億8408万5千円
	営農用水道等事業 ( 第 3 号 )	29万6千円	1940万9千円
	公共下水道事業 ( 第 4 号 )	△8384万2千円	4億5631万8千円
	漁業集落排水事業 ( 第 1 号 )	△22万5千円	637万8千円
	病院事業会計【収益的収支】( 第 3 号 )	△812万8千円	13億564万3千円
	病院事業会計【資本的収支】( 第 3 号 )	△48万9千円	9622万円

## 補正の主な内容

- ◎一般会計補正予算(第8号)
  - 各種基金への積立金、国保病院の不採算経費分などに係る病院事業会計への繰出金、イカ釣り漁業燃油支援事業補助金、国の第2次補正予算によるプレミアム付商品券事業経費の追加などのほか、行政執行上、当面必要とする経費の精査等です。
- ◎国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
  - 事務費及び保険給付費などの精査のほか、基金積立金、北海道から特別交付金を財源とする病院事業会計への繰出金の追加等です。
- ◎後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
  - 事務費の精査のほか、北海道後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金の減額等です。
- ◎介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
  - 保険給付費では各種介護サービス給付費の精査、地域支援事業費では介護予防サービス事業負担金等です。
- ◎介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)
  - 介護予防プラン作成業務の追加のほか人件費の精査等です。
- ◎簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)
  - 基金積立金の追加、施設維持管理経費の精査等です。
- ◎営農用水道等事業特別会計補正予算(第3号)
  - 施設維持管理経費の精査のほか、施設修繕料の追加等です。
- ◎公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
  - 施設の維持管理経費及び下水道整備費の精査等です。
- ◎漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
  - 施設の維持管理経費の精査等です。
- ◎病院事業会計補正予算(第3号)
  - ・収益的収入及び支出  
給与費及び材料費や経費の精査等です。
  - ・資本的収入及び支出  
国保病院の医療機器購入費及び大成診療所職員住宅ブロック塀改修工事の執行残精査等です。

## 決 算

平成29年度国民健康保険事業特別会計から病院事業会計までの11会計について認定しました。

## 条 例

◎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について  
働き方改革を推進するため  
の関係法律の整備に関する法

律により、時間外労働の上限規制等が導入され、国家公務員に準じた改正を図るため本条例の一部を改正しました。

◎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する

条例について

病院等に勤務する医師及び看護師等に支給する特殊勤務手当の支給見直しを図るため、本条例の一部を改正しました。

◎放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

学校教育法の一部を改正する法律の施行により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、放課後児童支援員の資格要件が追加されたことから本条例の一部を改正しました。

◎総合福祉センター条例の一部を改正する

北檜山総合福祉センターを旧北檜山保育所へ移転するため、本条例の一部を改正しました。

◎簡易水道事業給水条例の一部を改正する

学校教育法の一部を改正する法律の施行により、本年4月から専門職大学が創設され、水道布設工事監督者等の資格要件に追加されたことから、本条例の一部を改正しました。

◎国民保護協議会条例の一部を改正する

国民保護協議会委員定数の見直しを図り、本町における国民保護措置を的確かつ迅速に推進するため、本条例の一部を改正しました。

◎若松自治会館条例を廃止する

若松自治会館の老朽化により施設を廃止するため、本条例を廃止しました。

## 諮問

◎人権擁護委員候補者の推薦について

任期満了に伴い次の方を推薦しました。

・北檜山区丹羽

・本田 孝行 さん (67歳)

・北檜山区北檜山

・東間 美次 さん (66歳)

・北檜山区若松

・本間 久代 さん (67歳)

## その他

◎建物及び土地の無償貸付について

有限会社「ビービーファクトリー」に無償貸付している町有建物等について平成31年3月31日をもって契約満了となることから、引き続き無償貸付するため議決しました。

◎名誉町民の選定について

次の方を名誉町民に選定するため、議会の同意を得ました。

令和2年3月31日まで

・東京都世田谷区成城

・中村 隆俊 さん (91歳)

・東京都豊島区南大塚

・中村 秀夫 さん (89歳)

◎指定管理者の指定について

管理及び運営を、効果的かつ効率的に行わせるため、次の6施設について指定管理者を指定しました。

一、温泉ホテルきたひやま

指定管理者となる団体の名称及び所在地  
株式会社北檜山観光振興公社  
北檜山区徳島4番地16

指定の期間  
平成31年4月1日から  
令和2年3月31日まで

二、国民宿舎「あわび山荘」

指定管理者となる団体の名称及び所在地  
一般財団法人貝取潤温泉公社  
大成区貝取潤388番地

指定の期間  
平成31年4月1日から

三、瀬棚高齢者グループホームあさなぎ

指定管理者となる団体の名称及び所在地  
有限会社ケアステーション  
せたな

指定の期間  
平成31年4月1日から

四、せたな町米乾燥貯蔵施設

指定管理者となる団体の名称及び所在地  
新函館農業協同組合  
北斗市本町1丁目1番21号

指定の期間  
平成31年4月1日から  
令和6年3月31日まで

五、せたな町玄米ばら集出荷施設

指定管理者となる団体の名称及び所在地  
北檜山町農業協同組合  
北檜山区北檜山20番地

指定の期間  
平成31年4月1日から

令和6年3月31日まで

## 六、せたな町営牧場

・指定管理者となる団体の名称及び所在地

新函館農業協同組合

北斗市本町1丁目1番21号

## ・指定の期間

平成31年4月1日から

令和2年3月31日まで

# 決議

## ◎平成29年度一般会計決算の再提出を求める決議

決算の認定は団体意思の確定として行われるものであることを考えれば、審議未了となった一般会計決算については、再提出して認定・不認定の審議を経ることが必要であることは明白である。

よって、平成29年度一般会計決算については今会期中に再提出を求め、決議しました。

提出議員 細川 伸男

賛成議員 本多 浩

〃 梶田 道廣

〃 真柄 克紀

〃 平澤 等  
〃 大野 一男

## ◎せたな町長、高橋貞光君に対する問責決議について

高橋貞光町長は、不適切な専決処分とした平成28年度のクラスター関連予算に係る一連の問題から、平成29年度一般会計決算の再提出を求める決議に対しても真摯な対応を取ることなく、町政を混乱させたことは誠に遺憾である。

職員の不祥事も続き、町民の不安をおおるものであり、町民の期待を裏切るものである。

これらのことから町長としての政治的・道義的責任を強く問い決議しました。

提出議員 平澤 等

賛成議員 細川 伸男

〃 本多 浩

〃 梶田 道廣

〃 真柄 克紀

〃 大野 一男

# 討論

## ◎反対討論 神田和浩 議員

平成29年度一般会計の決算については、平成30年9月定例会での町側の提案に対し、議会側は審議せず廃案にしたという事実があります。

その後、決算審査特別委員会において一般会計決算の再提出の要請については、私も賛成しました。しかし、結果、町側が再提出しないという結論を出した理由には十分正当性があることから、この問責決議に対し、提出しないことがその理由に当たるとは考えられないため反対討論とします。

## ◎反対討論 大湯圓郷 議員

平成29年度一般会計の決算は、理事者側が一度提出したものを議会側で審議未了としました。一度提出したものを審議せず再提出しなさいということに対しては納得できないため反対します。

## ◎賛成討論 真柄克紀 議員

平成29年度一般会計決算の再提出に対して最終的に履行が行われなかったことも一つの要因であるし、また今回の予算委員会の中で様々な対応について不手際な点も多々見られた。

また、一連の不祥事等も含めた中できちんと襟を正し、行政運営をしていた、いただきたいことから、この問責決議には賛成します。

## ◎賛成討論 石原広務 議員

町側の言い分として、平成29年度一般会計決算は平成30年9月に提出し審議しなかったから審議未了廃案になったということだが、自治法上、再提出する義務がある。

それを果たさない限り、この問責決議に繋がる妥当な理由が議会側にはあるので、この問責決議に賛成します。

# 意見書

## ◎地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計

## 年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書

1. 各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。
2. 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向も踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を、「会計年度任用職員」に適用させるよう法整備を図ること。
3. パートタイムの「会計年度任用職員」に勤労手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。
4. 会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

提出議員 平澤 等

賛成議員 大野 一男

〃 本多 浩

〃 梶田 道廣

※各関係大臣宛提出しました。